

氏 名 石川 雅之

登録番号 第 01100065 号

事務所名称 社会保険労務士法人 S R 石川事務所

事務所所在地 北海道札幌市清田区清田 1 条 2 丁目 4 番 36 号

所属社会保険労務士会 北海道社会保険労務士会

処分内容 失格処分

処分理由 被処分者は、

第一

自らが営む事務所に係るキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）支給申請書に、自ら改ざんした労働者の労働条件通知書兼労働契約書及び給料支払明細書を添付し、平成 27 年 5 月 18 日に北海道労働局へ提出した。また、キャリアアップ助成金（人材育成コース）支給申請書に、自ら作成したり労働者に作成させた虚偽の「OJT 実施状況報告書（訓練日誌）」を添付し、平成 26 年 10 月 24 日及び平成 27 年 2 月 13 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第二

A 有限会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金（訓練奨励金）支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書を自ら改ざんして添付し、平成 26 年 11 月 28 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第三

B 株式会社に係る若年者人材育成・定着支援奨励金（訓練奨励金）支給申請書に、同社の労働者の賃金台帳を自ら改ざんして添付し、平成 26 年 7 月 31 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

第四

株式会社 C に係るキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）支給申請書に、同社の労働者の労働条件通知書及び賃金台帳を自ら

改ざんして添付し、平成 27 年 11 月 18 日に当該申請書を千歳公共職業安定所へ提出した

#### 第五

株式会社Dに係るキャリアアップ助成金（人材育成コース）支給申請書に、同社の労働者の退職願を自ら改ざんして添付し、平成 27 年 11 月 9 日に当該申請書を北海道労働局へ提出した

ものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第 25 条の 2 第 1 項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の 3 の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。